



特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

HOME

イベント

ニュース

独立社外取締役導入支援

刊行物

入会案内

CG ネットについて

[HOME](#) > [ニュース](#) > 2018年度早朝勉強会

○ ニュース

JCGR早朝勉強会を開講します

(共催:経営研究所)

2018年4月より毎月、日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR)が、コーポレート・ガバナンスに関する正しい理解を共有するための「コーポレート・ガバナンス勉強会」「ファイナンス勉強会」の二つの早朝勉強会を開講します。

JCGR若杉敬明所長(東京大学名誉教授)の平易なレクチャーにより、コーポレート・ガバナンス、ファイナンスの基礎を勉強するもので、初心者も上級者も楽しめる情報量豊かなレクチャーをモットーとしています。

[HOME](#) > [ニュース](#) > 第16回日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR)調査結果

○ ニュース

第16回(2017年)JCGRのコーポレート・ガバナンス調査結果を発表しました

CGネット内の独立した研究機関である「日本コーポレート・ガバナンス研究所(JCGR):所長 若杉敬明 東京大学名誉教授)による、第16回(2017年)の「コーポレート・ガバナンスに関する調査(JCGIndex Survey)」について、アンケートに回答いただいた各社の結果を集計しました。

- (1) [2017年質問票](#)
- (2) [報告書](#)
- (3) [回答会社リスト](#)
- (4) [上位リスト](#)
- (5) [役員報酬制度サーベイ報告\(抜粋版\)](#)

[HOME](#) > [ニュース](#) > 法務省のパブコメ『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案』について』に意見書を提出しました

○ ニュース

法務省のパブコメ『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案』について』に意見書を提出しました

2018年4月10日、パブリック・コメントに付されていた法務省のパブコメ『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案』について』に関するCGネットとしての意見書を提出しました。



[「会社法制\(企業統治等関係\)の見直しに関する中間試案」についてのCGネットの意見](#)

平成 30 年 4 月 10 日

法務省民事局参事官室 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案（案）」 に関するCGネットの意見

平成 30 年 2 月 28 日に公表された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案（案）」（以下「試案」という。）について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CGネット」という。）として意見を述べる。

1. 会社法制（企業統治等関係）の改正について

試案は、平成 30 年 2 月 14 日に開催された、法制審議会の会社法制（企業統治等関係）部会において取りまとめられたものである。平成 26 年 6 月に成立した会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）により改正され、その附則第 25 条において「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」と規定されたことを受けてのものである。

試案は、「株主総会に関する規律の見直し」、「取締役等に関する規律の見直し」、「その他」の三部で構成され、会社法制、とりわけコーポレート・ガバナンスに係る法律について広範な見直しとなっている。様々な論点が採り上げられているが、CGネットでは、その現在における主たる使命である「社外取締役を置くことの義務付け」に絞って意見を述べることにしたい。

2. 社外取締役を置くことの義務付け

現行法上、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない監査役設置会社において、社外取締役を置いていない場合には、当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならず、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告及び株主総会参考書類を通じて株主に開示することとされている。

試案第2の3では、上記「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主に説明、開示することで社外取締役を置かないことが容認されていた上場会社等について、少なくとも一人の社外取締役を置かなければならないものとするものを【A案】、現行法の規律を見直さないものを【B案】としている。

CGネットは【A案】を支持する。

2015年6月に適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードによって、社外取締役を導入する会社は年々増えてきており、平成29年度には東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は96.9%となっている。

取締役会の構成、とりわけ社外取締役の導入、活用については、企業と機関投資家をはじめとする株主との対話の重要なテーマとされ、こうした対話が積み重ねられることによって、上場会社ではさらに社外取締役の導入が進んでいくものと思われる。

対象は有価証券報告書提出会社であるから、株式市場に上場していない会社等が含まれている。たとえ非上場とはいえ、株式の募集、売出しにあたり有価証券届出書または発行登録追補書類を提出した会社、株主を1000人以上もつ会社がその対象であり、社会的な影響力の大きな会社は少なくない。客観的な立場から企業経営の監督を行うとともに、経営者や支配株主と一般株主の利益相反の監督を行う存在が必要である。

すでに社外取締役の導入が進んできているという実態はあるが、社会的な影響の大きな会社について、少なくとも一人の社外取締役を置くことを求めることを法律で規定することは、社外取締役制度がコーポレート・ガバナンスの確立に不可欠であることを確認することになる。

3. 最後に

安倍政権以降のコーポレート・ガバナンスの急速な進展については、目覚ましいものがある。コーポレート・ガバナンスが成長戦略の中核として採り上げられ、その目的が「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」であることで、経済全体の成長と国民の安定的な資産形成に寄与することが期待される場所である。

試案における会社法改正は、こうしたコーポレート・ガバナンス改革の流れの中に位置するものと理解することができ、本意見書を含む建設的な意見を踏まえることで有意義な会社法改正に至ることを期待している。

CGネットは、社外取締役や監査役、コーポレート・ガバナンスの実務を担う人々を支

援する団体として、既にコーポレート・ガバナンスの啓蒙の時代は終わり、実効性向上こそが課題となっているとの認識のもとに様々な活動を展開してきた。日本の企業において社外取締役が法令等で期待された職責を果たす基盤を整えるべく、社外取締役や取締役会事務局に対するトレーニング・プログラム「MIDコース」を運営していることはその重要な一環である。これまで蓄積してきた知見、ノウハウを活かしながら、今後とも日本のコーポレート・ガバナンスの発展、充実に微力ながら貢献していく所存である。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

専務理事 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp

[HOME](#) > [ニュース](#) > 東京証券取引所と金融庁のバブコメ「コーポレートガバナンス・コードの改訂」、「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」に意見書を提出しました

○ ニュース

東京証券取引所と金融庁のバブコメ「コーポレートガバナンス・コードの改訂」、「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」に意見書を提出しました

2018年4月27日、パブリック・コメントに付されていた「コーポレートガバナンス・コードの改訂」(東京証券取引所)と「投資家と企業の対話ガイドライン(案)」(金融庁)についてCGネットとしての意見書を提出しました。

◇ 東京証券取引所



[「コーポレートガバナンス・コードの改訂」についてのCGネットの意見](#)

◇ 金融庁



[「投資家と企業の対話ガイドライン\(案\)」についてのCGネットの意見](#)

平成 30 年 4 月 27 日

東京証券取引所 上場部 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「コーポレートガバナンス・コード改訂」についての意見

平成 30 年 3 月 30 日に公表された「フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」（以下「改訂案」という。）について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CG ネット」という。）として、以下のとおり意見を述べる。

改訂案は、平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において示された「2018 年 6 月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組を促すための『ガイダンス』を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う」との方向性を踏まえ、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」で議論を重ねたものである。

政策保有株式、企業年金の機能発揮、CEO の選解任、取締役会における指名・報酬機能の強化、独立社外取締役の有効な活用、取締役会の多様性の拡充など内容は多岐にわたっているが、本意見書では、コーポレート・ガバナンスの根幹となり、内容について大いに賛同できる CEO の選解任、指名・報酬機能、取締役会の多様性について意見を述べることとしたい。

1. CEO の選解任

中長期的な企業価値向上の観点から、会社は自らが置かれたそれぞれの環境に適した優れた最高経営責任者（CEO）を選任し、その後 CEO にふさわしくない状況となった場合には解任しなければならない。客観性、適時性、透明性が担保された選解任手続きの確立はコーポレート・ガバナンスの根幹を支える制度の一つといえよう。

改訂案においては、原則 3-1 で CEO をはじめとする経営陣幹部の選解任についての情報開示を促し、補充原則 4-3②で資質を備えた CEO の選任、補充原則 4-3③で CEO の解任のための手続きを取り上げており、高く評価したい。特に、CEO の解任について独立した補充原則を設けることは、CEO の解任プロセスの確立が大きな課題である

ことをそれぞれの会社が認識し、実効性のある取り組みを進める契機になると考えられる。その際にはCEO個人を取締役会で評価する工夫が求められよう。

選解任にとどまらず、補充原則4-1③で示されているCEOの後継者計画の策定についても同じことが言える。CEO候補の育成が十分な時間とリソースをもって行われていくよう取締役会は監督すべきであることを明記することに賛同するものである。

2. 指名委員会・報酬委員会

CEO以外の経営陣幹部、そして株主総会で選任される取締役、監査役には、それぞれの役割に見合った資質のある人物が適切なタイミングで選ばれることが必要である。また、それらの職責に応じて適切な報酬が与えられることはコーポレート・ガバナンスの確立、とりわけ中長期的な企業価値の向上のために極めて望ましいことである。こうしたプロセスにおいて、指名委員会、報酬委員会の二つの委員会の役割は欠かせない。

現行コードでは、補充原則4-10①に、任意の指名委員会・報酬委員会が「例えば」として取り上げられている。これに対して、改訂案では、例示という軽い表現でなく、具体的な取り組みとして指名委員会・報酬委員会を挙げていることは評価したい。すでに東証一部の上場会社のうち3割程度が法定ないしは任意の指名委員会や報酬委員会を設置しているが、今回の改訂が実現すれば、日本企業における指名、報酬委員会の導入に一段と弾みがつくことが期待される。

任意の仕組みも含めて指名、報酬委員会が各会社で機能し、経営幹部の指名や業績に応じた報酬といった極めて重要なガバナンス上の問題をしっかりと検討できる環境が整えられるべきことをコーポレートガバナンス・コードで打ち出すことの意義は大きく、当該委員会の審議結果が取締役会において十分な審議の対象となり、取締役会の適切な最終決定につながることを期待される。

任意の仕組みも含め指名、報酬委員会は、取締役会におけるCEOの後継者計画（補充原則4-1③）の監督や、健全なインセンティブとしての報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定（補充原則4-2①）にも貢献することになる。これらの改訂についても賛意を示したい。両委員会の設置によりCEOのリーダーシップへの良き助言、監督が与えられることが大いに期待される。

3. 取締役会の多様性

多様な知識、経験を有する者で取締役会が構成されることは、イノベーションの促進やリスク管理の観点から有益である。2015年にコーポレートガバナンス・コードが適用されるまでは社内・社外という切り口からの多様性の議論が多かったように思えるが、その後の女性活躍促進の動きや、経営の一層のグローバル化の流れから、社内・社外という点にとどまらない取締役会の多様性が実現されることが望まれる。

改訂案では、原則4-11に「ジェンダーや国際性の面を含む」という表記が加えられて

おり、上述の観点から大いに賛同できるものである。もっとも、原則の適用対象が多数かつ多種多様であることからすれば、この改訂案については形式的な遵守による形骸化も懸念される。そのため、形式にとらわれず、真の意味での多様性が実現され、中長期的な企業価値が創出されるための工夫が望まれる。

4. 最後に

2015年のコーポレートガバナンス・コード適用以降、上場会社の間で急速なコーポレート・ガバナンス改革が進んでいる。今後は、この改革による上場会社のコーポレート・ガバナンスの実効性を如何にして向上させるかが課題となる。本改訂案が確定した際には、東京証券取引所が、改訂の内容やその必要性などを関係各所にわかりやすい形で周知徹底されることを期待したい。

CGネットは、コーポレートガバナンス・コードの実践者であるべき独立社外取締役や独立社外監査役とその候補をはじめ、経営陣幹部に対するトレーニングプログラムである「MIDコース」を定期的の実施しているほか、コーポレート・ガバナンスの実務を担う取締役会事務局等向けのトレーニングプログラムである「MID事務局コース」を実施するなどしている。これは単にコーポレートガバナンス・コード原則4-14を各企業が遵守するよう支援するのみならず、上場会社におけるコーポレート・ガバナンス全般の実効性を向上させることを目指しているからである。今後も、このような活動を通じて、上場会社のコーポレート・ガバナンスの実効性の向上に向けての取り組みをいっそう拡充していく所存である。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

専務理事 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp

平成 30 年 4 月 27 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」について意見

平成 30 年 3 月 26 日に公表された「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」という。）について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（CG ネット）として意見を述べる。

本ガイドライン案は、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの附属文書としてまとめられ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠な、機関投資家と企業の対話における重点項目を具体的に示している。コーポレートガバナンス・コードは第 5 章において「株主との対話」を求めているが、その対話の内容については各当事者に任されていた。そのため、実質の乏しい形式的な意見交換や目先の利害等にとらわれた議論にとどまる懸念があった。今回のガイドライン案は、ともすれば抽象的な理念が先行し、その実効性が必ずしも上がらない従来の「ガバナンス原則」等の限界を破り、実際の行動に落とし込むことを促す試みとして注目したい。

上記のとおり、本ガイドライン案は、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの「附属文書として位置付けられるものである。」このため、「その内容自体について『コンプライ・オア・エクスプレイン』を求めるものではない」とされている。しかし、両コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」を促すことを意図するものとして、両コードが求める事項を実践する場合の手引きとなるものであり、当事者にとっては、実質的にこれらコードと同等の重要性を持つ存在といえよう。

今回、盛り込まれた 5 項目は、いずれも会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に密接に関連しており、スチュワードシップ・コードを履行する機関投資家、コーポレートガバナンス・コードの実践が求められる上場会社のいずれにも有用な内容と考える。

こうした対話における重要テーマは、市場や各社を取り巻く社会環境や各当事者の着眼点、国際的な規範の変化などを映して、変わっていく性格を持っている。このため、今後

はガイドラインの実効性を定期的に検証するとともに、これら環境、着眼点、規範の変化などを積極的に取り込み、その結果を踏まえたさらなる改訂を適時を行うことを強く望むものである。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

専務理事 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp

HOME > ニュース > 独立社外役員のためのトレーニング・プログラム、2019年度 第3期「MIDコース」を開講します

[→イベントトップ](#)

○ ニュース

○ MIDコース

コーポレートガバナンス・コード【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】には、「新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべき」と記載されています。コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために独立社外役員のための「ガバナンス・トレーニング・プログラム」が求められているといえるでしょう。

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(CGネット)では、いままで蓄積してきたコーポレート・ガバナンス研修のノウハウを結集して、上場会社の独立社外役員を主な対象とするプログラム、MIDコースを開講しています。本コースは、コーポレートガバナンス・コードに沿った内容になっています。一定の要件を満たした受講者には、「修了証」を授与します。独立社外役員の選任方法に注目が集まる中、こうした「修了証」の授与を受けている方を社外取締役等に登用することはまことに有益だと考えられます。

- ◆「MID」はCGネットが行うガバナンス・トレーニング・プログラムで、「独立社外役員向け」と「取締役会事務局向け」の二つのコースがあります。
- ◆独立社外役員向けの「MIDコース」は2017年から開始し、延べ90名に「修了証」を授与致しました。2019年は、前年までの講義内容を最新のものにアップデートして行います。
- ◆CGネットには、独立社外役員を務める上での諸問題について意見交換を行う「独立役員研究会」があり、MIDコースの修了生が参加しています(CGネット正会員限定)。

■ **構成** : 「MIDコース」は、3つの要素で構成されています。

コース名	回数	開催時期
基調講演	1回(2時間)	2019年1月29日(火) 10:00~12:00
必修科目 ¹⁾	6回(12時間)	2019年2月上旬~3月中旬 18:30~20:30
選択科目 ²⁾	11回(22時間)	2019年3月下旬~6月中旬 18:30~20:30

注1)独立社外役員の必須の知識となる「必修科目」6コマ

2)独立社外役員の知識を補う「選択科目」11コマ

■ **対象者** : コーポレート・ガバナンスで重要な役割を担う「独立社外役員」、及びその候補者を主な対象者と想定しています。そのほか、独立社外役員のサポートを行う取締役会事務局、監査役スタッフ、ガバナンス担当役員にもお役立いただけます。

■ **修了証** : CGネット所定の「修了証」授与要件は以下のとおりです

基調講演	1/1回	必修科目	6/6回	選択科目	4/11回以上
------	------	------	------	------	---------

※修了証は、全科目の終了後に授与します。(ご欠席者には補講の機会を提供して出席と見なします)

■ **基調講演** : 定員: 150名 開催場所: 大手町サンケイプラザ 3階 301+302 (千代田区大手町 1-7-2)

【基調講演】2019年1月29日(火) 10:00~12:00

基調講演 10:30~12:00	『企業経営と企業統治』 数土 文夫 氏 (JFEホールディングス 特別顧問)
主催団体挨拶 10:00~10:30	『社外取締役制度を支えるMID』 牛島 信 (日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長、牛島総合法律事務所 代表弁護士)

■ **必修科目** : 定員: 各50名 開催場所: CGネット会議室 (東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F)

【必修科目】(6コマ)2019年2月上旬~3月中旬

必修科目は、コーポレートガバナンス・コードを定める東京証券取引所の取り組みについて聞くとともに、お二人の独立社外役員の経験談・プラクティスを共有します。その後、独立社外役員の関与が必須となる取締役会評価、報酬委員会、指名委員会の運営に関する知識を習得します。この必修科目6講は独立社外役員の実効性を高めることに大いに貢献するものです。

第1講:2019年2月5日(火) 18:30~20:30	『コーポレートガバナンスを巡る取組み』 青 克美 氏 (東京証券取引所 執行役員)
コーポレートガバナンス・コードを定める東京証券取引所のコーポレート・ガバナンスを巡る取組みと、現状と今後の課題、さらに企業価値向上に向けた取組みについてお話しできます。	
第2講:2019年2月13日(水) 18:30~20:30	『社外取締役の経験談1』 奥宮 京子 氏 (田辺総合法律事務所 弁護士 森永乳業、横浜銀行 社外取締役 東芝テック 社外監査役)
社外取締役の経験談は、講師が経営側にいた際に社外取締役から受けた助言・監督、講師自身が社外取締役を務めた両面から成ります。ここでは、講師による経験談のお話の後、質疑応答・意見交換の時間を多めにとる予定です。	
第3講:2019年2月20日(水) 18:30~20:30	『社外取締役の経験談2』 八木 和則 氏 (横河電機 参与(元 取締役専務執行役員) TDK 社外取締役・取締役会議長、応用地質 社外取締役 横河ブリッジホールディングス、双日 社外監査役)
社外取締役の経験談は、講師が経営側にいた際に社外取締役から受けた助言・監督、講師自身が社外取締役を務めた両面から成ります。ここでは、講師による経験談のお話の後、質疑応答・意見交換の時間を多めにとる予定です。	
第4講:2019年2月25日(月) 18:30~20:30	『指名委員会の運営と後継者計画、経営陣幹部の選解任』 高野 研一 氏 (コーン・フェリー日本共同代表)
指名委員会等設置会社に置かれる「指名委員会」及びガバナンス・コード原則4-10の「指名諮問委員会」に焦点を当てます。独立社外取締役が大きな役割を担う指名(諮問)委員会の運用と、そこで議論されるサクセッション・プランニングについての最新動向を解説いただきます。	
第5講:2019年3月5日(火) 18:30~20:30	『報酬委員会の運営と役員報酬制度～独立・専門性ある報酬決定プロセス確立を通じた ペイ・フォー・パフォーマンスの深化』 阿部 直彦 氏 (ペイ・ガバナンス日本 マネージングパートナー 代表取締役)
指名委員会等設置会社に設置される「報酬委員会」及びコーポレートガバナンス・コードの原則4-10で示される「任意の仕組みの活用」の「報酬諮問委員会」に焦点を当てます。独立社外取締役がコメンターとなる報酬(諮問)委員会の運用と、実際にそこで議論される役員報酬制度の最新情報について解説いただきます。	
第6講:2019年3月11日(月) 18:30~20:30	『取締役会評価とその有効な活用について』 高山 与志子 氏 (ジェイ・ユーラス・アイアール マネージングディレクター、取締役 ボードルーム・レビュー・ジャパン 代表取締役、CGネット 理事)
取締役会の実効性評価は、すでに取り組んでいる会社も、これから取り組む会社にもそれぞれの課題があると思われます。ここでは、取締役会評価の意義、本質などをお話しいただくとともに、独立社外役員としての取締役会評価への関与について、取締役会評価の専門家から解説いただきます。	

■ **選択科目** : 定員 : 各 50名 開催場所 : CGネット会議室 (東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F)

【選択科目】 (11コマ) 2019年3月下旬~6月中旬

選択科目では、まず、コーポレートガバナンス・コードで独立社外役員に求めている重点分野を取り上げます(第1講~第4講)。その後、法律系の科目として、金融商品取引法、会社法そして取締役会の運営、株主代表訴訟・D&O保険について取り上げます(第5講~第8講)。

さらに、中長期的な企業価値向上という観点から、M&A、決算書類の読み方からファイナンスについて学ぶことで(第9講~第11講)、独立社外役員の役割をよりよく果たすうえでの知識を習得します。独立社外役員を務める方の専門分野は多岐にわたりますので、受講者の皆様の専門分野で未知知識を深めていただければ幸いです。

第1講:2019年3月29日(金) 18:30~20:30	『もう一度読み返そうコーポレートガバナンス・コード 独立社外役員として知っておくべきCGコードの全体像と押さえておくべきポイント』 寺田 昌弘 氏 (シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士)
コーポレートガバナンス・コードが適用されて以降、各社様々な取組みがなされ、情報開示がされています。ここでは、独立社外役員として知っておくべきガバナンス・コードの全体像と、押さえておくべきポイントについて解説いただきます。	
第2講:2019年4月2日(火) 18:30~20:30	『内部通報窓口の設置と社外役員の関わり方 ~突然の指名にあわてないための心構え~』 樋口 達 氏 (大手門法律会計事務所代表パートナー 弁護士 公認会計士 公認不正検査士)
コーポレートガバナンス・コードの補充原則2-5①には、内部通報制度について、「例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等」と記載があります。ここでは、社外役員として知っておくべき内部通報制度と、社外役員が実際に窓口を務める場合の留意点について解説いただきます。	
第3講:2019年4月8日(月) 18:30~20:30	『社外役員が知っておきたい株主・投資家との対話 ~機関投資家の視点から~』 木村 祐基 氏 (スチュワードシップ研究会 代表理事)
コーポレートガバナンス・コードの基本原則5では、上場会社と株主との対話について、「経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて」と記載されています。実際に社外取締役が機関投資家と対話するケースも出てきており、独立社外役員が株主との対話について学ぶことは重要だと思われます。ここでは、独立社外役員が知っておくべきポイントについて解説いただきます。	

第4講:2019年4月17日(水) 18:30~20:30	『社外役員が知るべき内部統制と監査』 鈴木 輝夫 氏 (元・あずさ監査法人 副理事長、公認会計士、クボタ 社外監査役)
続発する企業不祥事により、改めて内部統制と監査の機能が問われています。ここでは、公認会計士、および社外監査役の経験豊富な講師から、独立社外役員として知っておくべき内部統制とコーポレート・ガバナンスにおける監査のあり方、グループ監査等について解説いただきます。	
第5講:2019年4月23日(火) 18:30~20:30	『金融商品取引法の観点からの取締役、監査役の義務と責任』 須崎 利泰 氏 (阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士)
金融商品取引法は上場会社特有の法律で、会社役員を務める上でも重要な内容が含まれています。ここでは、金融商品取引法の概要、開示規制、インサイダー取引規制を中心に、独立社外役員が押さえておきたいポイントについて解説いただきます。	
第6講:2019年5月9日(木) 18:30~20:30	『会社法の観点からの取締役、監査役の義務と責任』 山口 利昭 氏 (山口利昭法律事務所 弁護士、大東建託 社外取締役、CGネット 理事)
会社法は、独立社外役員を務めるにあたって最も重要な法律の一つです。ここでは、コーポレート・ガバナンス、リスク管理に詳しい講師から、豊富な事例を用いながら、独立社外役員として知っておくべき会社法の基礎知識、敗訴リスク、提訴リスク等について解説いただきます。	
第7講:2019年5月14日(火) 18:30~20:30	『取締役会の運営と役員の実務上の責任追及事例』 川村 宜志 氏 (牛島総合法律事務所 パートナー弁護士)
会社役員が取締役に参画するうえで、取締役会の運営の法的根拠を学ぶことは重要だと思われます。ここでは、取締役会の職務と役員の役割、取締役会の運営に関する手続き、責任追及事例を踏まえた取締役会運営の留意点といった点について解説いただきます。	
第8講:2019年5月20日(月) 18:30~20:30	『株主代表訴訟』(前半) 増田 健一 氏 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 ブリヂストン 社外取締役 ライフネット生命保険、マーキュリアインベストメント 社外監査役) 『会社役員が直面するリスクとD&O保険』(後半) 中江 透水 氏 (Chubb損害保険 P&C本部ファイナンシャルライン部長)
(前半) 株主代表訴訟は、株主による役員への直接監視の手段です。会社役員を務める上で大きなリスクであることから、社外役員であっても株主代表訴訟制度の理解が不可欠だと思われます。ここでは、株主代表訴訟制度の概要、株主代表訴訟の具体例及び留意点等について解説いただきます。	
(後半) 会社役員賠償責任保険(D&O保険)に入っているから安心だと思われがちですが、D&O保険は諸条件が揃わないと保険の対象外となることがあります。社外役員自身もD&O保険について知識を習得する必要があります。ここでは、役員の実務上のリスクが多様化する中で、D&O保険の概要とチェックすべきポイントについて解説いただきます。	
第9講:2019年5月27日(月) 18:30~20:30	『過去の日本企業の買収失敗例に学ぶ、企業価値向上に資するM&A基礎知識』 服部 暢達 氏 (早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授 慶應義塾大学大学院経営管理研究科特任教授 ファーストリテイリング、博報堂DYホールディングス社外取締役 フロンティア・マネジメント 社外監査役)
企業価値向上策としてM&Aを活用する例がありますが、必ずしも成功例が多いようではないようです。ここでは、過去のM&Aの事例、特に失敗例を学ぶことで、企業価値向上につながるM&Aを考えます。取締役会でM&Aの議題が出たときに、独立社外役員が知っておくべきポイントについても解説いただきます。	
第10講:2019年6月5日(水) 18:30~20:30	『社外役員が押さえておきたい決算書類の基礎知識』 西山 茂 氏(早稲田大学大学院経営管理研究科 教授 三井住友海上火災保険、リコー、ユニプレス 社外監査役)
決算書類である、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書は取締役会参画者の理解が必須となります。ここでは、三つの決算書類のデータの読み方の他、財務比率分析、財務データから見た企業価値の向上への方策について解説いただきます。	
第11講:2019年6月11日(火) 18:30~20:30	『企業価値創造とコーポレート・ファイナンス～資本コストの視点を踏まえて』 松田 千恵子 氏 (首都大学東京大学院 経営学研究科 教授 首都大学東京 経済経営学部 教授 日立化成、フォスター電機、サトーホールディングス 社外取締役 キリンホールディングス 社外監査役)
コーポレート・ファイナンスは企業と株主との共通言語といえます。企業と株主との対話が求められる中、独立社外役員もファイナンスの基礎を学んでおく必要があると思われます。中長期的な企業価値の向上が問われ、ROE、資本コストといった言葉が取り上げられています。ここでは、独立社外役員が知っておくべきファイナンスのポイントについて解説いただきます。	

■ 講師略歴

講師略歴 敷土 文夫 (すど・ふみお):基調講演 JFEホールディングス 特別顧問 1941年3月3日生

1947年3月3日生
最終学歴 1964年3月 北海道大学工学部冶金工学科卒業

略歴 1964年4月 川崎製鉄株式会社入社
1992年4月 水島製鉄所企画部長
1994年6月 取締役 千葉製鉄所副所長
1996年7月 取締役 鉄鋼企画部長
1997年6月 常務取締役 鉄鋼企画部長
2000年6月 代表取締役副社長
2001年6月 代表取締役社長
2003年4月 JFEスチール株式会社 代表取締役社長(CEO)
2005年4月 JFEホールディングス株式会社 代表取締役社長(CEO)
2010年6月 相談役
2014年7月 特別顧問

主な社外の職歴

2008年10月～2014年6月 独立行政法人科学技術振興機構 運営委員
2010年4月～2012年4月 公益社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会 会長
2010年6月～2016年6月 株式会社LIXILグループ 取締役
2010年6月～(現職) 株式会社ニュー・オータニ 取締役
2011年4月～2012年5月 日本放送協会 経営委員会委員長
2011年6月～2017年6月 武田薬品工業株式会社 取締役
2011年6月～(現職) 大成建設株式会社 取締役
2014年4月～2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社 取締役会長

牛島 信 (うじま・しん): 主催団体挨拶

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長、牛島総合法律事務所 代表弁護士

1949年生まれ。東京大学法学部卒業。検事を経て弁護士に。1985年牛島総合法律事務所開設。現在、同事務所代表弁護士(弁護士54名・外国弁護士(日本無資格)2名が所属)。日本生命保険相互会社社外取締役、松竹株式会社社外監査役、株式会社朝日工業社社外監査役、社団法人日本女子プロゴルフ協会監事、一般社団法人不動産証券化協会監事等も務める。

[著述]

法律論文に『コーポレートガバナンスの行方—会社からの視点』など数十篇。小説に『株主総会』、『あの男の正体(ハラワタ)』、『少数株主』など10作、エッセイ集に『現代の正体』など7作。現在、各分野で連載継続中

青 克美 (あお・かつみ): 必修科目 第1講

東京証券取引所 執行役員

1988年、東京証券取引所入所。総務部長、人事部長、株式部長、上場部長を経て、2017年4月より、現職。
上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実や適時開示制度の見直しなどの上場制度の整備に尽力している。

奥宮 京子 (おくみや・きょうこ): 必修科目 第2講

田辺総合法律事務所 弁護士
森永乳業、横浜銀行 社外取締役
東芝テック 社外監査役

[学歴等]

1981年3月 東京大学法学部卒業

1984年3月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

企業法務、一般民事に携わる(金融機関の訴訟、公害訴訟、製造物責任訴訟、不動産関係訴訟、経営判断に関わる意見書作成、各種契約書作成等)

[主な公職]

川崎市個人情報保護審査会委員、同市監査委員

法務省法制審議会(民事・人事訴訟法部会)幹事

防衛省防衛調達審議会委員、金融庁自動車損害賠償責任保険審議会委員

株式会社かんぼ生命保険審査会委員(現職)、同社コンプライアンス諮問 会議委員(現職)、東京地方裁判所鑑定委員(現職)

厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会会長(現職)

[社外役員]

日本電気株式会社社外監査役(2014年6月～2018年6月)

株式会社デイ・シイ社外取締役(2014年6月～2016年6月)

森永乳業株式会社社外取締役(2014年6月～)

株式会社横浜銀行社外取締役(2018年6月～)

東芝テック株式会社社外監査役(2018年6月～)

八木 和則 (やぎ・かずのり): 必修科目 第3講

横河電機 参与(元 取締役専務執行役員)
TDK 社外取締役・取締役会議長、応用地質 社外取締役
横河ブリッジホールディングス、双日 社外監査役

1972年 3月 慶應義塾大学経済学部卒業

<横河電機 社内 履歴>

1972年 4月 横河電機製作所入社(現 横河電機)

1987年 6月 経理部予算課長

1992年 7月 経理部長

1999年10月 執行役員 経営企画部長、マーケティング部担当

2000年 6月 常務執行役員 経営企画部長
2001年 4月 常務執行役員 経営企画部長
2002年 7月 取締役 専務執行役員 経営企画部長
2005年 7月 取締役 専務執行役員 経営管理本部長
2011年 6月 顧問
2015年 6月 顧問退任

<横河電機 社外 履歴>

2005年 1月～2014年12月 金融庁 企業会計審議会 監査部会委員
2010年 4月～ 金融庁 公認会計士・監査審査会委員
2011年 6月～ 横河ブリッジホールディングス 社外監査役
2012年 6月～2017年 6月 JSR 社外取締役
2013年 6月～2018年 6月 TDK 社外監査役
2013年12月～2017年11月 東京都 労働委員会 使用者委員
2014年 3月～ 応用地質 社外取締役
2017年 6月～ 双日 社外監査役
2018年 6月～ TDK 社外取締役 取締役会議長

高野 研一 (たかの・けんいち):必修科目 第4講
コーン・フェリー日本共同代表

〔経歴〕

日本の大手銀行でファンドマネジャーなどを経験した後にコンサルタントに転進。現マーサー・ジャパン取締役などを経て、2006年10月にヘイコンサルティンググループに参画。2007年10月より代表取締役社長に就任。2016年5月、ヘイグループとコーン・フェリーの統合にとまない、現職に就く。

〔担当分野、業界〕

日本企業の経営改革とグローバル化を支援。特に、コーポレートガバナンス、ビジネスリーダーの育成とアセスメント、グループ経営、組織・人材マネジメントに関する戦略・実行支援などに豊富な経験を持つ。

メーカー、金融、商社、小売などほぼ全業種にわたりコンサルティングサービスを提供。多くのクライアントからの信頼を得ている。

〔学歴〕

1987年3月 神戸大学経済学部卒業

1991年6月 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(MSc)修了、

1992年6月 シカゴ大学ビジネススクール(MBA)修了。

〔著書、他〕

『カリスマ経営者の名著を読む』(日本経済新聞社)、『超ロジカル思考』(日本経済新聞社)、『ビジネスリーダーの強化書』(日本経団連出版)、『勝ち気で企業は強くなる』『グループ経営時代の人材マネジメント』(ともに東洋経済)他、講演・執筆多数

阿部 直彦 (あべ・なおひこ):必修科目 第5講
ペイ・ガバナンス日本 マネージングパートナー 代表取締役

25年を超える日米での経営者報酬コンサルティングの経験を有する日本におけるパイオニア。

米国KPMG(ロサンゼルス)日系企業部ディレクター、タワーズペリン(現タワーズワトソン)のロサンゼルス(コンサルタント)を経て東京支店代表等を勤めた。2013年11月にペイ・ガバナンス日本株式会社の代表パートナーに就任。

日本経済新聞、朝日新聞、日経ビジネス、ウォールストリートジャーナル、ビジネスウイーク、旬刊商事法務、企業会計など多くのメディアに対して経営者報酬に関するコメント及び論文の提供実績がある。日本取締役協会の経営者報酬ガイドラインのワーキンググループリーダーを、2002年以降継続して務める。

1985年 慶應義塾大学商学部卒業 2017年桜美林大学経営大学院講師

米国ペイ・ガバナンスLLCは、SECにより報酬コンサルタントの独立性規制が強化され、旧タワーズペリン経営者報酬部門のシニアパートナーが中心となって設立された経営者報酬専門のコンサルティング会社。大規模クライアントの領域でのマーケットシェアが高く、S&Pラージキャップ500社の報酬委員会アドバイザーシェアでは、創設4年で第2位にランクされている。ペイ・ガバナンス日本株式会社は、米国ペイ・ガバナンスのグローバルメンバーファームであり、日本初の独立系経営者報酬コンサルティング会社として設立された。現在ソニー、資生堂、武田薬品など大手グローバル企業報酬委員会のアドバイザーを務めている。

高山 与志子 (たかやま・よしこ):必修科目 第6講

ジェイ・ユーラス・アイアール マネージングディレクター、取締役

ボードルーム・レビュー・ジャパン 代表取締役

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事

ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社のコンサルティング部門の責任者として、コーポレート・ガバナンス及びIR活動に関するコンサルティングを行う。2015年よりボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社の代表取締役に就任、数多くの企業の取締役会評価の支援を実施。

主要著書・論文として、『ステewardシップとコーポレートガバナンス』(共著、東洋経済新報社)、「取締役会評価とコーポレート・ガバナンス ―形式から実効性の時代へ―」『商事法務』2043号(2014年9月15日)など多数。

株式会社オートバックスセブン社外取締役。

金融庁・東京証券取引所「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」メンバー。経済産業省・東京証券取引所「なでしこ銘柄選定基準検討委員会委員」。

地方公務員共済組合連合会資金運用基本問題研究会委員。

東京大学経済学部卒。エール大学経営大学院卒MBA取得。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了、博士号取得(社会情報学)。

寺田 昌弘 (てらだ・まさひろ):選択科目 第1講
シティユーワ法律事務所 弁護士

早稲田大学(法)、デューク大学ロースクール(LLM) 卒。

平成8年4月に弁護士登録。証券会社で社内弁護士を経験したあと米デューク大ロースクールへ留学。帰国時にシティユーワ法律事務所に参加。平成17年より同事務所パートナー。

企業と株主の間の法律問題、企業の支配権争いが得意分野の1つで、株主提案や委任状争奪戦の経験は豊富。モノ言う株主からの依頼も多い。また、企業の不祥事調査も多く手がけ(2011年のオリンパス事件、2017年の富士フイルムHD海外子会社の不祥事ほか)、その経験を活かし、昨年の日大アメフト選手の危険タックル事件でも事案の解明に尽力。その他、コーポレートガバナンスや投資家によるエンゲージメントの動向にも明るい。昨年のMIDプログラム2018でも「もう一度読み返そうコーポレートガバナンス・コード～独立社外取締役として知っておくべきCGコードの全体像と押さえておくべきポイント」を担当した。

樋口 達 (ひぐち・わたる):選択科目 第2講
大手門法律会計事務所代表パートナー 弁護士 公認会計士 公認不正検査士

〔略歴〕

1993年3月 東京大学経済学部経済学科卒業
1993年10月 会計士補登録 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
1997年4月 公認会計士登録
2001年4月 司法研修所
2002年10月 弁護士登録 成和共同法律事務所(成和明哲法律事務所)入所
2012年8月 公認不正検査士登録
2016年6月 丸紅建材リース株式会社社外取締役(監査等委員)
2018年10月 大手門法律会計事務所開設

〔主な職歴〕

第一東京弁護士会弁護士業務改革委員会税務部会員
青山学院大学非常勤講師(「企業再編の法と実務」 2006年～2018年)
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 正会員
日本弁護士連合会業務改革委員会外部監査人制度運営小委員会幹事(2006年～2008年) など

〔主な著書・連載〕

「コーポレートガバナンス・コードに対応した招集通知・議案の記載例」(商事法務)、「株主還元の実態調査」(別冊商事法務No.410)、「コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方」(商事法務)、「開示事例から考えるコーポレートガバナンス・コード対応」(商事法務)、「事業報告等の事例にみるガバナンス・コードの開示対応のポイント」(旬刊 経理情報 2015年5月10日・20日合併号)、「社外取締役の質を確保するためのサポート体制の整備」(資料版商事法務 2014年12月号)「100分でわかる企業法務～取締役のための会社法ノート～」(角川Oneテーマ21)、「法務Q&A 会計不正 対応と予防のポイント」(中央経済社)、「会社役員が知っておきたい会計不正のはなし」(中央経済社)、「IFRSで企業法務が変わる」(中央経済社)、「企業法務担当者のためのIFRS」(ビジネス法務連載2011年5月号～2012年4月号)、「取締役の善管注意義務のはなし」(商事法務)、「新会社法 企業再編の要点」(商事法務)、「敵対的買収と企業防衛」(日本経済新聞社)など

木村 祐基 (きむら・ゆうき):選択科目 第3講
スチュワードシップ研究会 代表理事

一橋大学商学部卒業後、野村総合研究所入社。企業調査部にて証券アナリスト業務に従事。第四企業調査室長、野村総研香港社長、エマージング企業調査部長を経て、1996年野村投資信託委託(現野村アセットマネジメント)に移籍。企業調査部長兼経済調査部長、参事コーポレート・ガバナンス担当などを歴任。2008年1月から2010年8月まで、企業年金連合会年金運用部コーポレート・ガバナンス担当部長。2010年11月から2014年7月まで、金融庁総務企画局企業開示課専門官。2014年10月にスチュワードシップ研究会を設立し、代表理事に就任。2017年10月、一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムの発足に伴い代表理事・理事長に就任。日本証券アナリスト協会検定会員(CMA)。日本IR学会理事。

鈴木 輝夫 (すずき・てるお):選択科目 第4講
元・あずさ監査法人副理事長、公認会計士、クボタ 社外監査役

昭和48年 アーサーアンダーセン アンドカンパニー東京事務所入社
平成元年 英和監査法人(アーサーアンダーセン)代表社員就任
平成5年 監査法人朝日新和会計社と合併し、朝日監査法人代表社員就任
平成11年 金融庁(旧大蔵省)公認会計士第二次試験委員(平成14年10月まで)
平成15年 朝日監査法人 本部理事就任
平成16年 あずさ監査法人与合併、あずさ監査法人となり本部理事就任
平成17年 あずさ監査法人経営改革支援本部長就任
金融庁 企業会計審議会 内部統制部会 臨時委員就任(現在に至る)
平成18年 あずさ監査法人 専務理事就任、RA本部長就任
平成22年 あずさ監査法人 副理事長(平成23年8月まで)
平成24年6月 あずさ監査法人 退職、花王株式会社 社外監査役就任
平成27年6月 株式会社クボタ 社外監査役就任
その他外部活動 金融庁 企業会計審議会 内部統制部会 臨時委員
近著に、「新任役員のためのコーポレートガバナンスの基礎知識」(中央経済社、平成24年7月刊)

須崎 利泰 (すざき・としやす):選択科目 第5講
阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー。倒産法、会社法、金商法の分野をはじめとして、企業法務全般に携わっている。倒産法の分野では、破産管財人代理や民事再生申立代理人として倒産業務を手がけている。会社法、金商法の分野では、上場企業の事業再編、TOBなどの案件を数多く手掛けているほか、種類株式の発行等の資金調達についてのアドバイスも行っている。第一東京弁護士会総合法律研究所金融商品取引法研究部会部会長。

山口 利昭 (やまぐち・としあき):選択科目 第6講
山口利昭法律事務所 弁護士
大東建託 社外取締役
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事

平成2年弁護士登録。山口利昭法律事務所代表。企業のコンプライアンス経営、危機管理支援、のほか、上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営にも携わる。「不正リスク管理・有事対応」(有斐閣)、「法の世界からみた会計監査」(同文館出版)等著書多数。
企業のコーポレートガバナンス、内部統制、企業会計法に詳しい。
大東建託株式会社社外取締役、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役(いずれも現任)。
ブログ「ビジネス法務の部屋」管理人。

川村 宜志 (かわむら・よしもと): 選択科目 第7講
牛島総合法律事務所 パートナー弁護士

2001年弁護士登録(東京弁護士会)、2006年牛島総合法律事務所入所、2011年牛島総合法律事務所パートナー就任
代表訴訟を含む会社法関連訴訟、株主総会指導その他の各種企業法務、独占禁止法や倒産手続等に関する実務経験を踏まえた助言・法的対応を得意とします。

増田 健一 (ますだ・けんいち): 選択科目 第8講(前半)
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士
ブリヂストン 社外取締役
ライフネット生命保険、マーキュリアインベストメント 社外監査役

[取扱案件]
会社法務、M&A、訴訟案件、人事・労働関係案件、その他企業法務全般
[経歴]

1986年3月 東京大学法学部卒業
1988年4月 最高裁判所司法研修所修了(40期)
弁護士登録(第二東京弁護士会)・当事務所入所
1992年6月 米国University of Chicago Law School (LL.M.)
1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録
1997年1月-現在 当事務所パートナー
2007年5月-現在 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役
2010年4月-2016年3月 東京大学法科大学院非常勤講師
2011年3月-2016年3月 株式会社ブリヂストン 社外監査役
2016年3月-現在 株式会社ブリヂストン 社外取締役
2016年5月-現在 株式会社マーキュリアインベストメント 社外監査役

中江 透水 (なかえ・とうすい): 選択科目 第8講(後半)
Chubb損害保険 P&C本部ファイナンシャルライン部長

略歴:
1994年大手外資系保険会社に入社後、マーケティング、米国本社出向、経営分野の保険開発・引受等を担当すると共に、企業の危機管理に対するコンサルティングにも従事。2011年より現職。米国ケンタッキー大学卒業

服部 暢達 (はつとり・のぶみち): 選択科目 第9講
早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授
慶應義塾大学大学院経営管理研究科特任教授
ファーストリテイリング、博報堂DYホールディングス 社外取締役
フロンティア・マネジメント 社外監査役

[講師略歴]
1981年3月、東京大学工学部卒業。日産自動車を経て89年6月、マサチューセッツ工科大学(MIT)スローン・スクール経営学修士課程卒業。89年より03年まで米国系大手投資銀行にて日本におけるM&Aアドバイザー業務を担当。98年からはマネージング・ディレクターとして同業務を統括。日本リー・リース事業のGEキャピタルへの売却、第二電電・KDD・日本移動通信の三社合併、ロッジによる中外製薬の買収、NKKと川崎製鉄の経営統合など日本企業が関係する大型案件を数多く手がけた。2009年4月より早稲田大学大学院経営管理研究科にて、また2017年4月より慶應義塾大学大学院経営管理研究科にてM&Aと企業価値評価の講義を担当するかたわら、合名会社服部暢達事務所を設立して、日本における株主価値増大に資するM&Aの研究・評論活動を行っている。
[主な論稿]
「M&A最強の選択」(日経BP社 2006年2月)、「LBOブーム到来は必然」(日本経済新聞 2006年4月、経済教室)、「検証 日本の敵対的買収」(日本経済新聞出版社 2007年7月)(共著)、「実践M&Aハンドブック」(日経BP社、2008年1月)、「日本のM&A「買い」に偏り、価値創出へ綿密な計画を」(日本経済新聞 2010年6月、経済教室)、「日本のM&A 理論と事例研究」(日経BP社、2015年2月)、「ゴールドマン・サックスM&A戦記」(日経BP社、2018年4月)

西山 茂 (にしやま・しげる): 選択科目 第10講
早稲田大学大学院経営管理研究科 教授
三井住友海上火災保険 リコー、ユニプレス 社外監査役

1984年早稲田大学政治経済学部卒。1990年ペンシルバニア大学ウォートンスクールMBA修了。
監査法人トーマツ、(株)西山アソシエイツにて会計監査・企業買収支援・株式公開支援・企業研修などの業務を担当したのち、2002年より早稲田大学。2006年より現職。学術博士(早稲田大学)。公認会計士。
主な著書に、企業分析シナリオ第2版(東洋経済新報社)、戦略管理会計改訂2版(ダイヤモンド社)、増補改訂版 英文会計の基礎知識(ジャパンタイムズ)、入門ビジネス・ファイナンス(東洋経済新報社)出世しただけりや会計・財務は一緒に学べ(光文社新書)ビジネススクールで教えている会計思考77の常識(日経BP社)などがある。

松田 千恵子 (まつだ・ちえこ): 選択科目 第11講
首都大学東京大学院 経営学研究科 教授
首都大学東京 経済経営学部 教授

日立化成、フォスター電機、サトーホールディングス 社外取締役
キリンホールディングス 社外監査役

株式会社日本長期信用銀行にて国際審査、海外営業等を担当後、ムーディーズジャパン株式会社格付けアナリストを経て、株式会社コーポレートディレクション、ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社でパートナーを務める。2011年より現職。企業経営と資本市場にかかわる実務、研究及び教育に注力している。公的機関の経営委員等および上場企業の社外取締役、社外監査役を務める。

著書「格付けはなぜ下がるのか～大倒産時代の信用リスク入門」(日経BP社)、「ファイナンスの理論と実務」(金融財政事情研究会)、「成功するグローバルM&A」(中央経済社)、「グループ経営入門 第三版」(税務経理協会)、「これならわかるコーポレートガバナンスの教科書」(日経BP社)、「コーポレートファイナンス実務の教科書」(日本実業出版社)、「ESG経営を強くするコーポレートガバナンスの実践」(日経BP社)等。

東京外国語大学外国語学部卒、仏国立ポンゼ・ショセ国際経営大学院経営学修士、筑波大学大学院企業科学専攻博士課程修了。博士(経営学)

■ 受講料

参加種別	参加費(税込)
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 会員	修了証授与受講申込 80,000円(基調講演1コマ、必修科目6コマ、選択科目11コマ、すべて込み) 単回申し込み 基調講演 無料 必修科目・選択科目 8,000円/回
非会員	修了証授与受講申込 160,000円(基調講演1コマ、必修科目6コマ、選択科目11コマ、すべて込み) 単回申し込み 基調講演 6,000円 必修科目・選択科目 16,000円/回

※コーポレート・ガバナンスの最新情報をさらに勉強されたい方、独立社外役員間の交流をされたい方は、本MIDの受講を機会に正会員としてのご入会をお勧めします。なお、「選択科目」は受講者の知識を補完するものです。専門知識をお持ちでないコマすべての受講をお勧め致します。